

市第78号議案

地区センターの指定管理者の指定

次のように地区センターの指定管理者を指定する。

平成19年12月7日提出

横浜市長 中 田 宏

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市蒔田コミュニティハウス	南区浦舟町3丁目 46番地	南区区民利用施設協会 会長 石 井 正 雄	横浜市蒔田コミュニティハウスの供用開始の日から平成25年3月31日まで
横浜市師岡コミュニティハウス	港北区菊名六丁目 18番10号	港北区区民利用施設協会 会長 大 谷 宗 弘	横浜市師岡コミュニティハウスの供用開始の日から平成25年3月31日まで
横浜市霧が丘コミュニティハウス	緑区十日市場町 808番地の3	緑区区民利用施設協会 会長 大 槻 孝	横浜市霧が丘コミュニティハウスの供用開始の日から平成25年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市蒔田コミュニティハウス等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。